

# くらしのミニ情報

## リコール情報サイトをご覧ください。

消費者庁では、無償改修・回収などが行われている消費者向けの製品について、リコール情報サイトを開設し、情報の提供を行っています。皆様のご家庭にも、該当する製品があるかもしれませんので、折に触れて確認をお願いします。もし、該当製品がお手元にあって使用している状態であれば、すぐに使用を中止して事業者にご連絡してください。



- 消費者庁リコール情報サイト (パソコンから)<http://www.recall.go.jp/>  
(携帯電話から)<http://www.recall.go.jp/m/>
- リコール情報メールサービス  
登録アドレス <http://www.recall.go.jp/service/register.html>

## ご案内

### 消費生活出前講座

職員が消費者・高齢者の集まりや学校や社員研修などの場にお伺いして、悪質商法の手口や対処方法についてお話しさせていただきます。お近くの消費生活センターへ電話でお問合せください。



### くらしのセミナー

県内4か所で、以下のとおり開催します。どなたでもご参加いただけます。

- 【日時・場所】 平成27年 3月 2日(月) 13:30～15:30 県松本合同庁舎203号会議室  
 平成27年 3月 3日(火) 10:30～12:30 伊那市役所501・502号会議室  
 平成27年 3月13日(金) 10:00～12:00 県上田合同庁舎講堂  
 平成27年 3月13日(金) 14:00～16:00 県長野保健福祉事務所庁舎3階会議室

【テーマ】「終活講座～お金にまつわる人生の締めくくりを考える～」  
 【講師】(株)第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部研究開発室 主席研究員 小谷 みどり 氏  
 【その他】各会場とも駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用の上、お越しください。

編集・発行 長野県県民文化部 消費生活室 しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中  
 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 FAX026-223-6771  
 E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。



しあわせ信州

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。  
<http://www.nagano-shohi.net/>

## 回覧 ながのけん

# くらし得情報

3  
MARCH 2015

MARUTOKU

- もしかするとそれ、「サギ」かもシカ!! .....1
- これだけは知っておこう!契約の基礎知識 .....2、3
- くらしのミニ情報 他 .....4

## もしかすると「サギ」かもシカ!!

県内の平成26年中の特殊詐欺による被害は、平成25年に比べ被害件数及び被害金額ともに減少しましたが、依然として高い水準であり、より一層注意が必要です。

電話からこんな言葉が聞こえてきたらそれは「サギ」です!!

- トラブル解決のため、至急、現金が必要
- 必ずもうかる
- 口ト6の当選番号を教える
- 名義を貸して欲しい
- レターパックや宅配便で現金を送れ

この言葉を聞いたらすぐにお近くの消費生活センターや警察署にご相談ください。



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

## 平成27年4月1日より消費生活センターの名称が変わります。

なお、住所及び連絡先の変更はありません。

- 長野消費生活センター → 北信消費生活センター 松本消費生活センター → 中信消費生活センター  
 飯田消費生活センター → 南信消費生活センター 上田消費生活センター → 東信消費生活センター

## 「困った」「どうしよう」など消費者トラブルでお困りのときは、消費生活センターにご相談ください!

長野消費生活センター..... ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771  
 (長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター..... ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701  
 (松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

飯田消費生活センター..... ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703  
 (飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター..... ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998  
 (上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

# これだけは知っておこう! 契約の基礎知識

私たちは日々の生活の中で、意識していなくても様々な「契約」をしています。契約に関する基礎知識を身に付けておくことは、様々な契約トラブルや新しい巧妙な悪質商法の被害を未然に防ぐことにつながります。

## 身近な契約



スーパーで野菜を買う  
売買契約



電車、バスに乗る  
運送契約



会社で働く  
雇用契約

## 契約とは

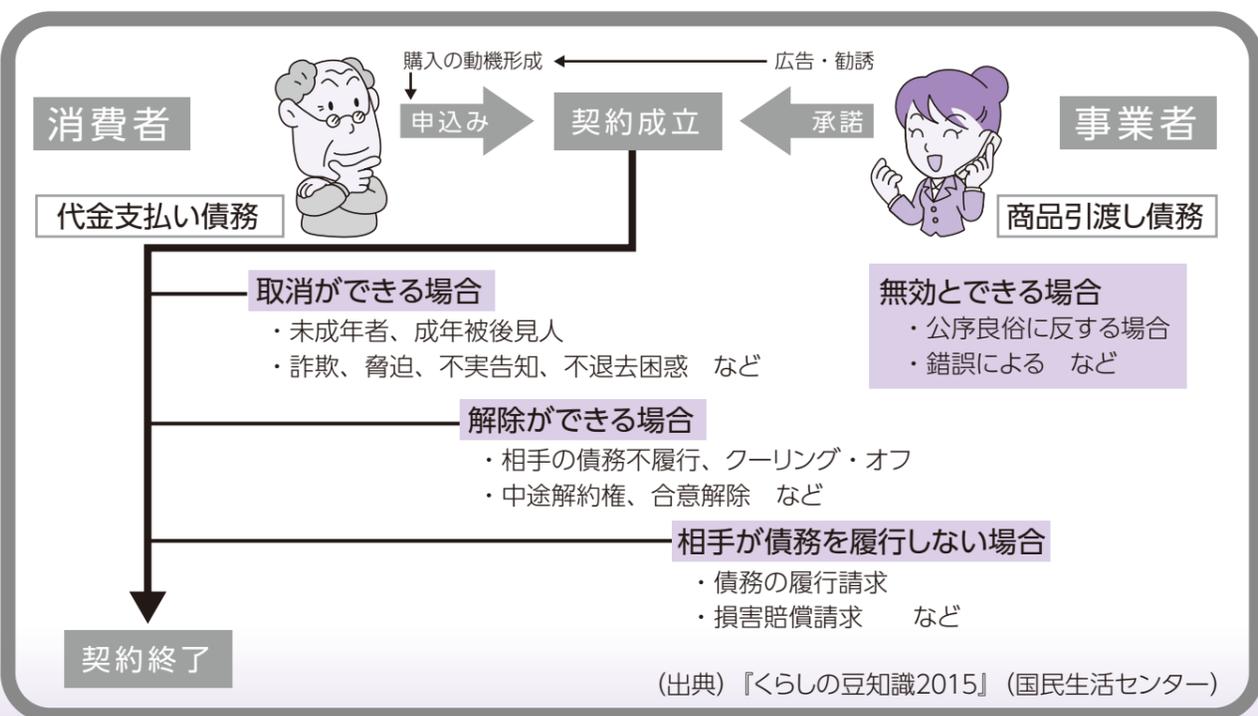
### ○法的な責任が生じる「約束」のこと

あなたが「申込み」をし、相手が「承諾」すれば契約は成立します。

契約をするかしないか、どのような契約を結ぶかは自由に決められますが、一方的に契約を結ぶことはできません。

### ○「約束」をしたらきちんと守る、守れない「約束」はしない

契約が成立するとお互いに契約の内容を守らなければなりません。契約はお互いに内容を納得していれば、口約束でも成立します。ただし、公序良俗に反するような内容は無効です。



## 契約をする際のチェックリスト

- 商品・サービスの内容は明確になっていますか?
- その商品・サービスはあなたにとって本当に必要ですか?
- 代金はいくらですか?商品・サービスの価値と見合っていますか?
- クレジット払いにしたり、お金を借りて支払う場合、支払総額はいくらになりますか?きちんと支払っていただけますか?
- どの何という事業者かきちんとわかっていますか?
- 信頼できる事業者ですか?
- 契約の相手はその事業者でよいですか?他の事業者と比べてみましたか?
- 契約書を取り交わしましたか?(契約が高額、契約内容が複雑な場合など)
- 契約書には次の事項が書かれていますか?

**契約日、事業者の名称、住所、連絡先、商品名、種類・数量、価格、支払い方法(現金払い・分割払い等)、商品引渡しの時期、解約に関する規定、損害賠償・違約金に関する規定**

- 口頭で約束した内容は契約書に書かれていますか?
- 契約書にはあなたにとって一方的に不利益になる事柄は書かれていませんか?



## 契約で失敗しないために

電話勧誘や訪問販売の場合は、勧誘を受けたその場で、他社の商品と比較検討しないまま購入を申し込むことがあります。「今がチャンス」「今日だけ特別価格」などのおいしい話をそのまま信じ込むのではなく、その商品・サービスは自分にとって本当に必要なものか、もし必要だとしても家族と相談してから契約したほうが良いのではないかなど、冷静になって考えることが必要です。

また、自分にとって必要がない商品・サービスを勧められた場合は、きっぱりと断ることが大切です。そして、困ったことや心配なことがある場合は一人で悩まず、お近くの消費生活センター(1面参照)にご相談ください。



どうしても断りきれず、契約してしまった場合でもクーリング・オフできる場合があります。

取引内容	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法等)	20日間
訪問購入(業者が消費者の自宅等を訪ねて商品の買い取りを行うもの)	8日間

- 注意**点
- ①自分から店舗に出向いたり、広告を見て自分から電話やインターネットで申し込む取引はクーリング・オフできません。
  - ②通信販売(インターネットショッピング、テレビショッピング等)の場合、クーリング・オフ制度はありませんので、注文する前に返品に関する規定をよく確認してください。